

兵庫県公報

令和元年9月30日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

- 1 地方税法施行規則の一部改正により、法人県民税、法人事業税等に係る確定申告書の様式について特別法人事業税の創設に伴う見直しがされたことを踏まえ、これらの税目に係る納付及び減額通知書の様式について所要の整備を行うこととした。
- 2 地方税法等の一部改正により、自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割が創設されること等に伴い、自動車税の証紙印による徴収の方法の取扱いを定める規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第16号

兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県税条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第24号中 「法人県民税・事業税
地方法人特別税」 を 「法人県民税
法人事業税
特別法人事業税
地方法人特別税」 に改め、「第72条の47の規定により」の右に

「、特別法人事業税（加算金）については特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条及び第13条の規定により」を、「地方法人特別税（加算金）については」の右に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の」を加え、

「
事業税
地方法人特別税
」

を
「
事業税
特別法人事業税
地方法人特別税
」

に、

「
法人事業税・地方法人特別税
」

を
「
法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税
」

に、
「

（地方法人特別税）	所得割に係る地方法人特別税	27			
	取入割に係る地方法人特別税	28			
	合計地方法人特別税額	29		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	30
	差引地方法人特別税額	29 - 30	31	既に納付の確定した地方法人特別税額	32
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	33		再差引地方法人特別税額	31 - 32 - 33
	34のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	35		34のうち租税条約の実施に係る更正による税額	36
	再々差引地方法人特別税額	34 - 35 - 36	37	年度	
	納付すべき加算金額	申告加算金	38	年度	
		重加算金	39	年度	

を
「

（特別法人事業税又は地方法人特別税）	所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	27			
	取入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	28			
	合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額	29		仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	30
	差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額	29 - 30	31	既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額	32
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	33		再差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額	31 - 32 - 33
	34のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	35		34のうち租税条約の実施に係る更正による税額	36
	再々差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額	34 - 35 - 36	37	年度	
	納付すべき加算金額	申告加算金	38	年度	
		重加算金	39	年度	

に改める。

様式第36号、様式第41号及び様式第42号中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部改正）

第2条 兵庫県税証紙徴収条例施行規則（昭和40年兵庫県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車税額」を「自動車税の環境性能割額」に、「自動車取得税額」を「種別割額」に改める。

第12条中「自動車税」の右に「の環境性能割」を加え、「自動車取得税」を「種別割」に改める。

別表証紙印の項中

「
兵庫県自動車税証紙印
」

を

「

兵庫県税証紙印

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例施行規則様式第36号、様式第41号及び様式第42号については、この規則の施行の際現に残存する同条の規定による改正前の兵庫県税条例施行規則様式第36号、様式第41号及び様式第42号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。